

○宇城市競争契約入札心得〔契約管財課〕

平成17年1月15日

告示第26号

改正 平成26年12月5日告示第127号

平成28年11月30日告示第118号

令和6年10月1日告示第107号

令和7年8月8日告示第91号

(趣旨)

第1条 宇城市が発注する建設工事、調査、測量、設計等（以下「工事等」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、宇城市契約事務取扱規則（平成17年宇城市規則第46号。以下「規則」という。）、宇城市電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準、宇城市電子入札（物品購入・業務委託等）運用基準その他法令に定めるもののほか、この告示の定めるところによるものとする。

(一般競争入札参加の申出)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、規則第3条の公告において指定した期日までに成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書類（個人に限る。）及び当該公告において指定した書類を添え、契約担当者（規則第2条に規定する契約事務担当者をいう。以下同じ。）にその旨を申し出なければならない。

(入札参加資格審査申請書)

第3条 競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類（測量・建設コンサルタント等及び物品製造等については各号の書類に準ずる書類）を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 建設業許可証明書の写し
- (2) 登記簿謄本の写し（法人）
- (3) 身分証明書の写し（個人）
- (4) 工事経歴書
- (5) 技術者経歴書
- (6) 事業に係る国税及び市税の納税証明書の写し（市税については、宇城市に納税義務がある者に限る。）
- (7) 経営事項審査結果通知書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 資格審査は、3年に1回行うことを定期とし、入札参加資格の有効期間は、次期の定期の資格審査の結果の適用日の前日までとする。ただし、定期の資格審査以外の資格審査を行うことができるものとし、その場合の有効期間は次期の定期の資格審査結果の適用日の前日までとする。

(入札保証金等)

第4条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行の際、入札見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当者に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提示しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供するときは、封筒に必要事項を記入して出納員（宇城市会計規則（平成17年宇城市規則第169号）第4条に規定する出納員をいう。以下同じ。）の面前において密封し、かつ、封印して提出しなければならない。この場合において、出納員は、預り証を交付する。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者以外の者に対しては入札執行後に、その預り証と引換えにこれを還付し、落札者に対してはその預り証と引換えに領収証を交付する。

6 落札者が第15条第1項の期間内に契約書（建設工事にあつては、様式第1号。調査、測量、設計等にあつては、別に定める様式。以下同じ。）を提出しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、市に帰属する。

（入札書等）

第5条 入札参加者は、設計図書、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、設計図書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、電子入札システムにより実施する案件（以下「電子入札案件」という。）においては、電子入札システムにより公告又は通知書に示した時刻までに、電子入札案件以外の場合又は電子入札案件への書面による入札参加を認められた場合においては、決められた入札書（建設工事にあつては様式第2号。調査、測量及び設計等にあつては、別に定める様式。以下同じ。）により作成し、入札件名、商号及び代表者名を記入した封筒に封入した上で公告又は通知書に示した時刻までに提出しなければならない。

3 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であつて、契約担当者においてやむを得ないと認めるときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、契約担当者あての親展で提出しなければならない。

4 前項の入札書は、入札日の前日までに到着しないものは、無効とする。

5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければ

ならない。ただし、あらかじめ委任状を提出してある場合は、この限りでない。

- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 7 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後2年間入札代理人とすることはできない。
  - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事等を粗雑にした者
  - (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るため連合した者
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 8 入札者は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず引換え又は取消しをすることはできない。
- 9 入札者は、あらかじめ契約担当者から工事等の内訳書の提示を求められた場合は、第1回の入札に際し、工事等の内訳書を提示しなければならない。

(入札の辞退)

第6条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、電子入札案件にあつては、電子入札システムにより開札までの間に申し出るものとし、書面による入札を行う場合にあつては、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（建設工事にあつては、様式第3号。調査、測量、設計等にあつては、別に定める様式。以下同じ。）を契約担当者に直接持参、郵送又は電子メールで提出（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
  - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 前項の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の延期又は取りやめ等)

第8条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることができる。

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提出しない者のした入札
- (4) 書面による入札において記名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- (9) 2以上の意思表示をした入札
- (10) 電子入札案件において、入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札  
(落札者の決定)

第10条 入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みした他の者のうち最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。

2 最低制限価格を設けた場合においては、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度の入札)

第11条 開札をした場合において、各人の入札のうち前条の規定による落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、予定価格を入札前に公表した場合においては、この限りでない。

2 最低制限価格を設けた場合において、当該競争入札に参加した者のうち最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、その工事等の再度の入札に参加することはできない。

(同一価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札案件の入札においては電子入札システムによる電子くじを実施し落札者を定め、電子入

札案件以外の入札においては当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金等)

第13条 落札者は、契約書を作成する場合においては契約書の案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては落札決定後速やかに、それぞれ契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代る担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 第4条第2項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。
- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を契約担当者が指定する金融機関に払い込み、納入通知書兼領収書の交付を受け、納入通知書兼領収書の写しに契約保証金納付書を添えて契約担当者に提出しなければならない。
- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、当該有価証券に保管有価証券納付書を添えて契約担当者に提出しなければならない。
- 5 第4条第4項の規定は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合について準用する。

(入札保証金等の振替)

第14条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書の提出)

第15条 契約書の案を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日（宇城市の休日を定める条例（平成17年宇城市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(異議の申出)

第16条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書の案、現場等についての不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年1月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の三角町工事入札心得（平成11年三角町心得第1号）、不知火町競争契約入札心得（昭和39年不知火町告示第6号）、松橋町競争契約入札心得（平成9年松橋町告示第21号）、小川町競争契約入札心得（平成13年小川町規則第17号）又は豊野町競争契約入札心得（平成9年豊野町告示第6号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年12月5日告示第127号）

この告示は、平成27年1月5日から施行し、この告示による改正後の宇城市競争契約入札心得の規定は、同日以後公告される入札について適用する。

附 則（平成28年11月30日告示第118号）

この告示は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（令和6年10月1日告示第107号）

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年8月8日告示第91号）

この告示は、令和7年9月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

公共工事請負契約書

1 工事番号 第 号

2 工事名

3 工事場所 宇城市 地内

4 工期 着工 年 月 日から  
完成 年 月 日まで

5 請負代金

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

6 契約保証金

7 建設発生土の  
搬出先等

8 解体工事に要する費用等

上記の工事について、発注者宇城市と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、宇城市公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者

住 所  
名 称  
代 表 者

印

受注者

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

入 札 書

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

電子くじ番号

--	--	--

工事番号

工 事 名

工事場所

宇城市競争契約入札心得その他関係規定を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

--

宇城市長 様

(備考)

- 1 入札金額の有効数字直前に、¥を付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- 3 電子くじ番号は、任意の数字3桁を必ず記載すること。

様式第3号(第6条関係)

入 札 辞 退 届

工 事 番 号 第 号

工 事 名

工 事 場 所

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

理由：

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

宇城市長 様

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)